

子どもの貧困への対応について

子どもの貧困への対応

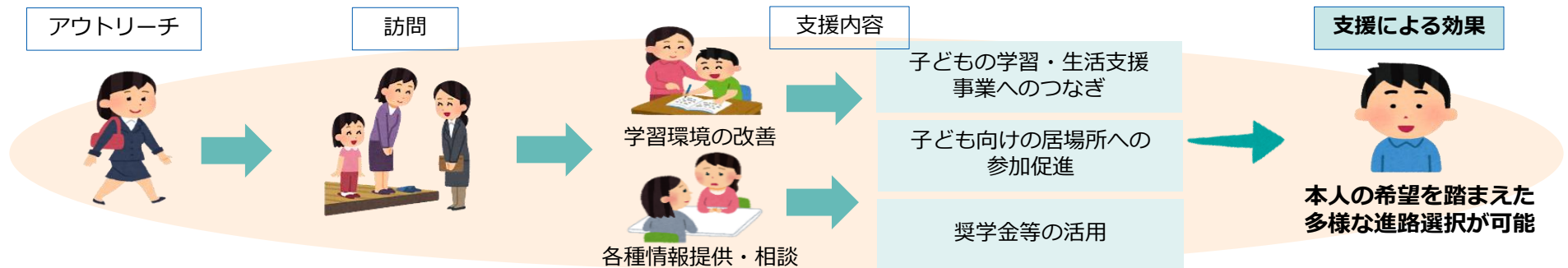
見直しの必要性

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。また、福祉事務所のケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもの発達についての知識や技術などの専門性が不足しているなどの課題もある。
- 生活保護受給世帯の子が、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要であるが、就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがない。

見直しの方向性（案）

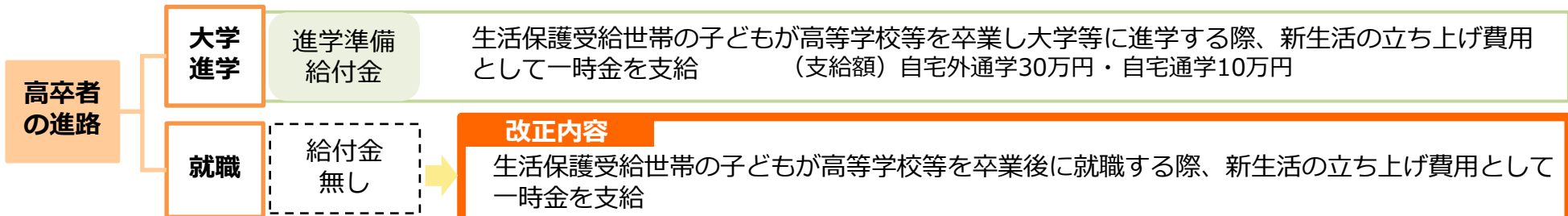
【生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ手法による相談・助言を行う事業の法定化】

- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補うため、訪問等のアウトリーチ型手法による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行う事業を行うことができるよう、「子育て世帯教育環境改善支援事業」（仮称）を任意事業として法定化する方向で検討。



【高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給】

- 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うため、一時金を支給することができるようにする方向で検討。



参考資料



生活保護受給者に対する「子供の貧困」関連施策

教育・生活の支援

○ 教育扶助等の支給

- ・ 義務教育に伴って必要な費用を支給。
教育扶助基準(月額):2,600円(小)、5,100円(中)
学習支援費(年間上限額):16,000円(小)、59,800円(中)
入学準備金:64,300円(小)、81,000円(中) 等

○ 高等学校等就学費の支給(生業扶助)

- ・ 高等学校等に進学する場合に高等学校等就学費を支給。
基本額(月額):5,300円、学習支援費(年間上限額):84,600円
入学科及び入学考査料 等

○ 子どもの学習・生活支援事業の実施(生活困窮者自立支援法により法定化(平成27年4月施行))

- ・ 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整の実施。実施自治体:596自治体(令和4年度)

○ 子どもの学習塾等費用の収入認定除外(平成27年10月から実施)

- ・ 生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外。

経済的支援

○ 大学等の進学費用の収入認定除外

- ・ 以下の収入について、本人の高校卒業後の大学等の進学にかかる経費に充てられる場合には、収入認定から除外。
生活保護世帯の高校生のアルバイト収入(平成26年4月から実施)
奨学金を含む恵与金・貸付金(平成28年7月から実施)

○ 児童養育加算の支給(児童手当相当)

- ・ 児童の養育に当たる者に支給。
第1子及び第2子 月額:10,190円(3歳未満:14,520円)
第3子以降 月額:14,520円

○ 母子加算の支給

- ・ 父子又は母子世帯に支給。
第1子 月額:18,800円(1級地の場合)、第2子以降加算有

保護者に対する就労の支援

○ 就労支援事業等の実施

- ・ 就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施。

○ 就労や自立に向けたインセンティブの強化

- ① 就労活動促進費の支給(平成25年8月から実施)
 - ・ ハローワークでの求職活動など、自ら積極的に就労活動に取り組む者に対して支給。※月額5千円 原則6カ月(最長12カ月)
- ② 就労自立給付金の支給(平成26年7月から実施)
 - ・ 就労による自立を促進するため、安定した就労を得たこと等により保護廃止に至った者に対して支給。
※上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円

○ 親の学び直しの支援

- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給。

○ 基礎控除の引き上げ(平成25年8月から実施)

- ・ 就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残す勤労控除のうち、基礎控除の引き上げ。
※ 8,000円 → 15,000円

【参考】生活保護世帯に属する子供の貧困に関する指標(令和4年4月時点)

- ① 高等学校等進学率:93.8%
- ② 高等学校等中退率:3.3%
- ③ 大学等進学率:42.4%
- ④ 就職率(中学校卒業後):1.1%
- ⑤ 就職率(高等学校等卒業後):39.6%

※ 実線は、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)に掲載のある施策。

点線は、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲載されていない施策。

生活保護世帯の保護者が困っていること、悩んでいること、相談したいこと

- 生活保護世帯の親が困っていることとしては、「生活費に関すること」が最も多く、次いで「子どもの将来のこと」、「保護者の健康・障害のこと」となっている。

□ : 子どもの進路に関する悩み

保護者が困っていることや悩んでいること、相談したいこと

(n=557)

生活費、生活の苦しさ

142

子どもの将来・進学・進路

107

保護者や家族の健康・障がい

90

所有物（車、家電製品）、住居

64

子どもの健康・障がい

61

0 20 40 60 80 100 120 140 (件)

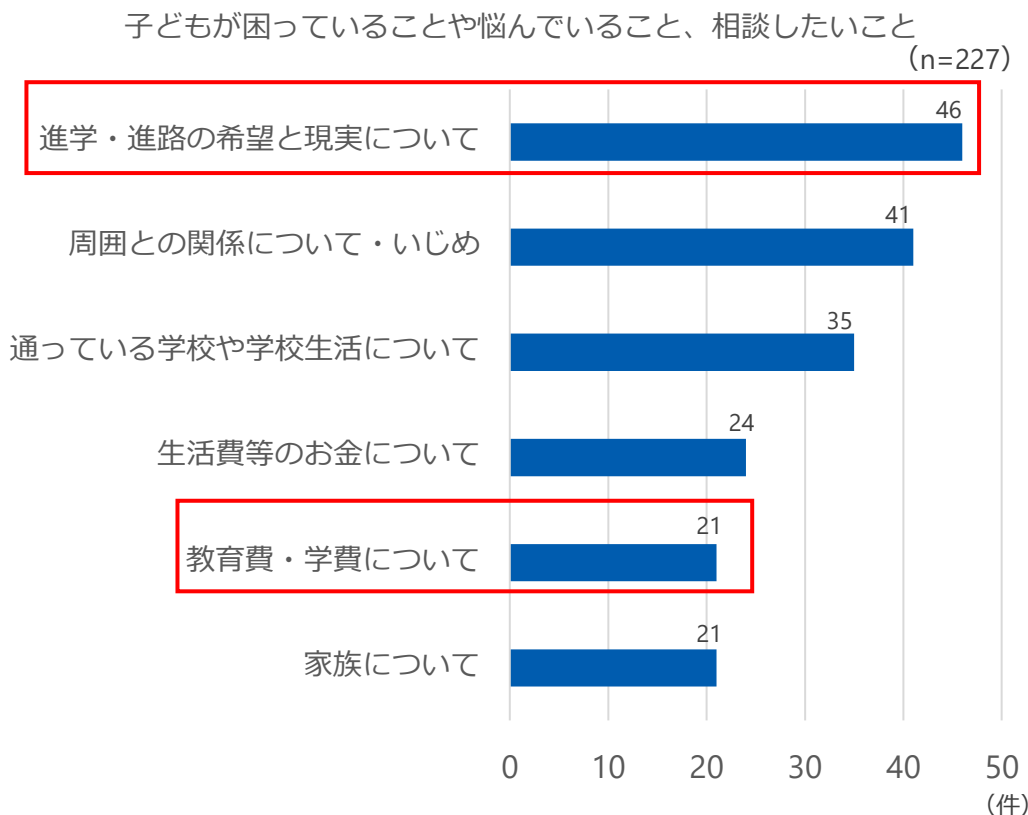
ひとりの人が複数の分類にまたがる内容の回答をしている場合には、それぞれの分類に件数をカウント。

悩み	具体的な内容
生活費、生活の苦しさ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 習い事や学校での必要経費にお金がかかり、自分のために使えるお金がまったくない。 ○ 部活もしたいと言われても、先にお金のことがあるのでなかなか難しいです。 ○ 毎月ギリギリの生活費で、子どもたちと出かけたり、思い出に残るようなことをしたことがない。
子どもの将来、進学・進路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが大きくなるにつれて学校費用などお金がかかるようになり、大学に行きたいという子にダメと言いたくないし、過ごしていけるか不安になる。 ○ 病気の子供2人と生活の中で、上の子は専門学校へ行きたいと言っていますが、入学金とかいろいろかかるため、行かせることができない。
保護者や家族の健康・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日によって体調が変動するので、相談会などの予約ができない（行かれる自信がない）。 ○ 仕事をしたいのですが、体調が不安定。自宅ですることができる仕事がありますが、情報が少ない。
所有物（車、家電製品など）、住居	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちに自宅で勉強する場所がないと言われます。洋服や靴も買ってあげられない。お小遣いもあげられない。携帯や一人一人の自転車などをほしがる。 ○ 必要な物を揃えられない。寒さや暑さの時期に費用が足りなくて困る。
子どもの健康・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭で子どもは発達障がい。小学校で学習支援学級に通っているが、中学、高校卒業、就職、自立できるか心配です。 ○ 発達障がい（ADHD）のせいで落ち着きがなく、突発的な動きに私がついていけません。親の心のケアが必要な時もあります。

生活保護世帯の子どもが困っていること、悩んでいること、相談したいこと

- 生活保護世帯の子どもが困っていることとしては、「進学・進路の希望と現実」が最も多く、次いで「周囲との関係」、「学校生活」となっている。

□ : 子どもの進路に関する悩み



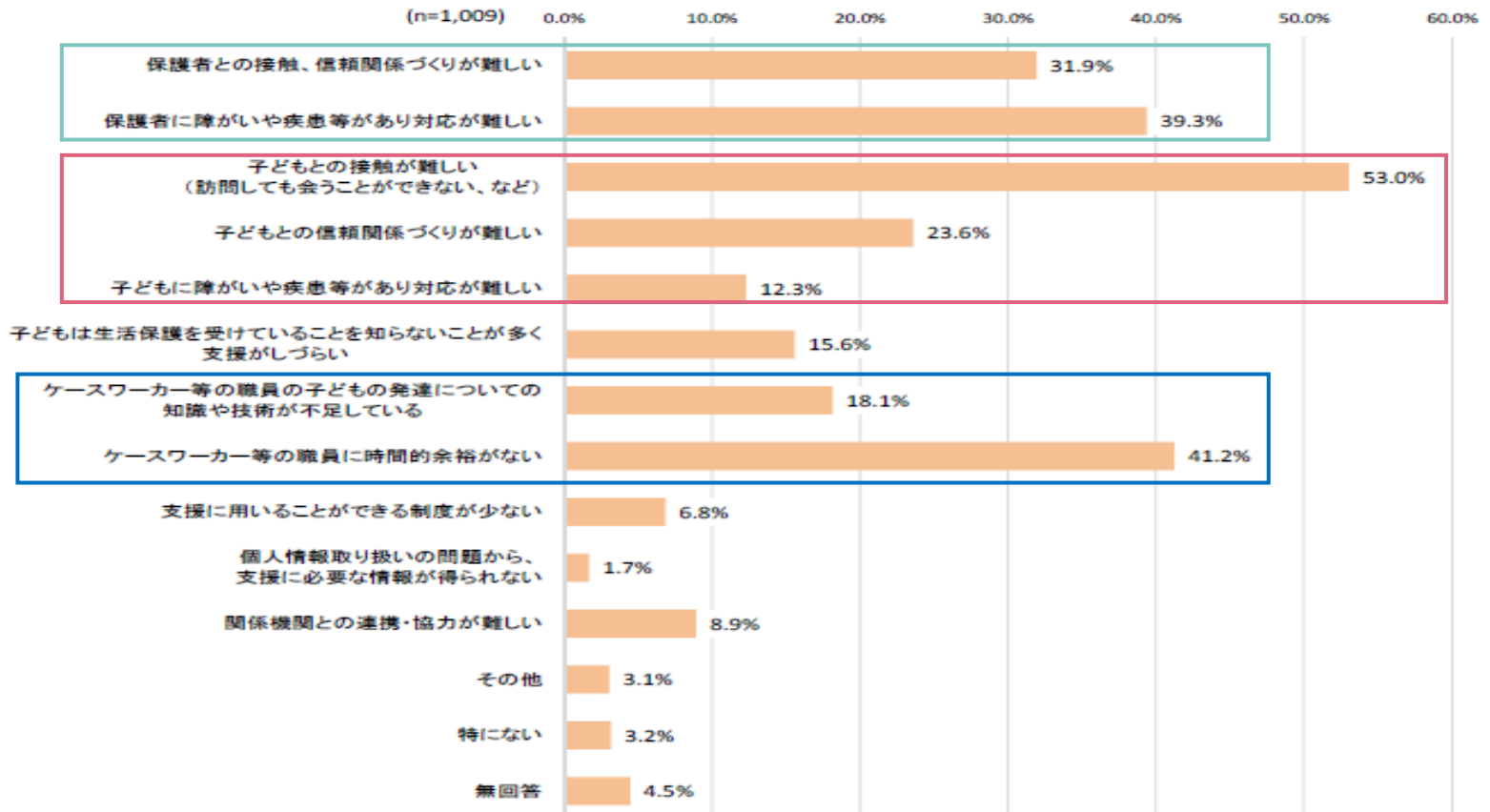
悩み	具体的な内容
進学・進路の希望と現実について	<ul style="list-style-type: none"> ○大学に行きたいけど、家にお金がない。 ○高校卒業後、就職か進学か迷っている。お金の面での心配がある。 ○大学への進学が決まり、奨学金を借りて学費を払うのですが、それでも足りないです。
周囲との関係について・いじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○もっと周りの人達との人間関係を良好にしたい。 ○嫌がらせ（いじめっぽいもの）を受けている。友達と上手くいかない。
通っている学校や学校生活について	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の先生とぜんぜん合わなくて、すごく困っています。もっと学校に行きたいです。 ○卒業後の進路が全く見えない。担任との懇談でも頼りない答えしか返ってこなく、とても不安だ。
生活費等のお金について	<ul style="list-style-type: none"> ○家賃で家計が逼迫している。 ○就職が決まり運転免許がほしい。しかしお金がない。
教育費・学費について	<ul style="list-style-type: none"> ○高校や大学等の授業料も無償化にしてほしい。 ○進学時の費用を支援してほしい。塾に行くお金がないから、塾みたいにしっかりとした人に勉強を教えてほしい。
家族について	<ul style="list-style-type: none"> ○お父さんがいないからお母さんが大変。お金がない。きょうだいが3人いるから大変。 ○私自身、知的、持病等があり、人に伝えることが難しかったです。母も難病ですが、他に身内がないため、母から色々とお気をつけることを教えてもらっていますが、将来が不安です。 ○勉強をして働いて、お母さんを休ませたいです。

福祉事務所に聞いた子育て世帯への支援の課題

- 自治体における子育て世帯への支援の課題としては、「保護者との信頼関係構築・対応が難しい」、「子どもとの接触・対応が難しい」、「ケースワーカーの専門性の不足・時間的余裕がない」が主なものとなっており、現状の支援体制での対応の限界がみてとれる。

支援を行う上で特に課題になっていること
(福祉事務所が上位3項目を選択)

□ : 保護者との関係に関する課題 □ : 子どもとの関係に関する課題 □ : ケースワーカーの体制に関する課題



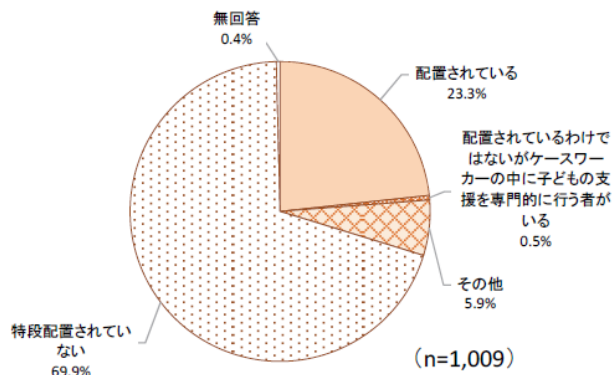
子どもの支援にかかる専門的な役割を担う職員等の配置

- ケースワーカーのほかに、生活保護世帯の子どもの支援にかかる専門的な役割を担う職員などが配置されていると回答した福祉事務所は23.3%。配置状況別の支援体制に関する状況を見ると、いずれの点も、特段配置されていない福祉事務所と比べて、配置ありの福祉事務所では、「あてはまる」又は「まああてはまる」の回答割合が高くなっている。

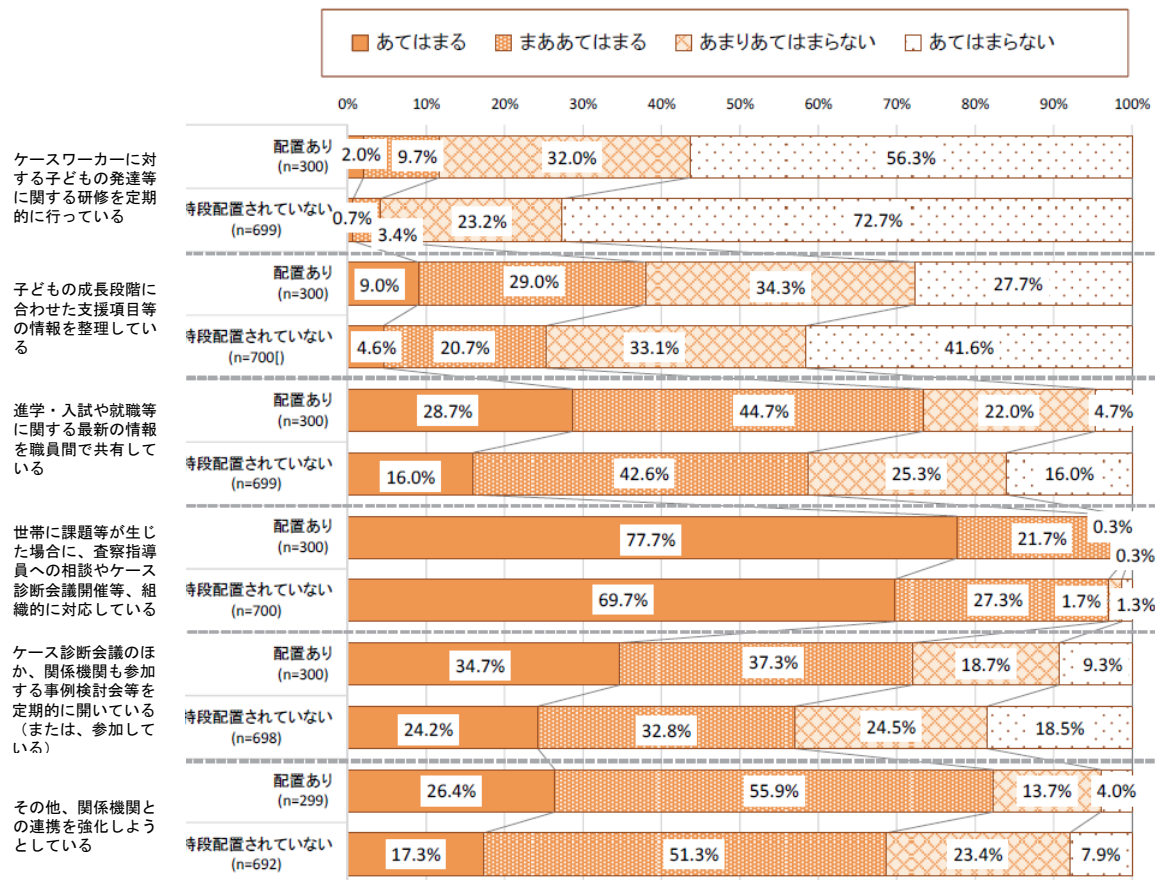
福問4 貴所には、現業を行う所員（ケースワーカー）のほかに、生活保護世帯の子どもの支援にかかる専門的な役割を担う職員などが配置されていますか。

図表3-1-2-2

子どもの支援に係る専門的な役割を担う職員等の配置



図表 3-1-2-3 専門的な役割を担う職員等の配置の状況別、福祉事務所としての支援体制



※ 出典：平成30年度 生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業報告書（福祉事務所向けアンケート）
 ※ 「配置されている」、「配置されているわけではないがケースワーカーの中に子どもの支援を専門的に行う者がいる」、「その他」を「配置あり」とした。

学習支援費の運用の見直し

- 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直している。

	見直し前 (H30. 9月以前) 【金銭給付 (月額)】	見直し後 (H30. 10月以降) 【実費支給 (年額)】
小学校	2,630円 (年間の支給総額31,560円)	15,700円以内
中学校	4,450円 (年間の支給総額53,400円)	58,700円以内
高校	5,150円 (年間の支給総額61,800円)	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

※3 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

クラブ活動の範囲

- クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定せず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

- ①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、
- ④大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費を含む。)、⑤合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。) など

周知状況

- 「学習支援費の実費支給に関する留意事項について」(令和4年12月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)を発出し、学習支援費の実費支給についての活用における留意点、対象者への周知徹底について、改めて自治体向けに周知を実施。
- 対象者がいる福祉事務所においては、ほぼ全ての福祉事務所において「案内(周知)を実施済み」であることを確認。
※生活保護受給世帯への「案内(周知)を実施済み(※実施予定含む)」:95.3%(令和5年6月保護課調べ。令和2年調査:85.6%)
※「案内(周知)の実施予定がない」が4.7%あるが、「対象者がいない」ことなどが理由として挙げられている。

生活保護世帯における高校生に対する支援



生活保護世帯における高校生に対する支援

○ 高校卒業後就職した者への支援と、大学等進学者への支援とを比べると、以下のとおり。

	高卒就職者	大学等進学者
一時金	— (※1)	・進学準備給付金（個人単位） 一人暮らし：30万円 同 居：10万円
引っ越し代等	・移送費（転居に必要な最小限度額） ・就職支度費（33,000円以内）	—
人数（※2）	4,140人	4,432人

（※1）就労自立給付金（上限15万円（世帯単位））の支給の可能性はあるものの、支給は世帯全体が保護廃止となった場合に限る。また、廃止前6ヶ月間の勤労収入の仮想積立を行うため、高校在学中に就労収入を得ていなかった高卒就職者のいる世帯に対しての支給額は基本額の3万円となる。

（※2）高卒就職者の人数、大学等進学者の人数は令和4年4月1日時点（令和5年11月1日時点で自治体に確認が取れた数値）

（※3）高卒就職者の初任給の平均額は、約18万円。（出典：令和3年賃金構造基本統計調査）

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ① **授業料等の減免** ② **給付型奨学金の支給**
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和5年度予算額 5,311億円

授業料等減免 2,710億円※
 給付型奨学金 2,601億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(454億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,764億円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))

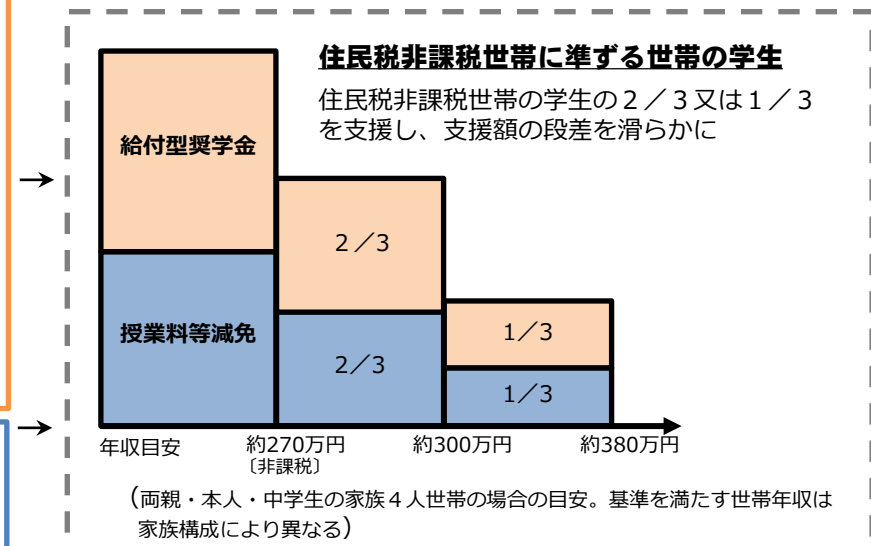
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）

～生活保護世帯の出身者・社会的養護を必要とする者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※ 夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考) 年額	月額	(参考) 年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※ 大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※ 通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、本人の所得・資産で判定し、所得に応じて支援区分が決まります。

(2) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、所得に応じて支援区分が決まります。

（社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、
・児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
・里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。

（本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、上限額での支援となります。）

✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・596自治体(66%) (R4)
- ・利用件数39,606件 (R3)

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。平成30年改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

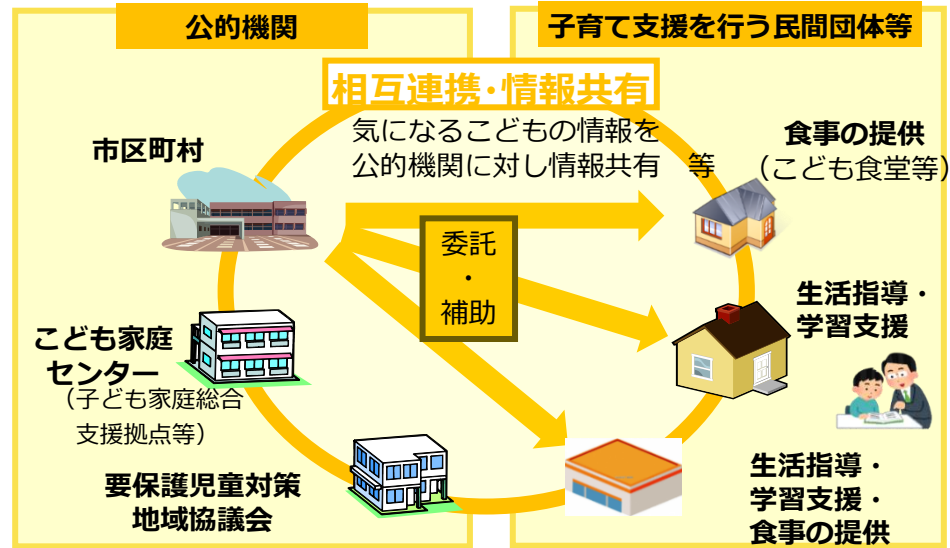
- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせる。

- ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
- ② 学習習慣の定着等の学習支援
- ③ 食事の提供

- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3）
国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県 1/6、市区町村 1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、**受験料**、**模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要（拡充内容）

①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：53,000円上限

②模試費用

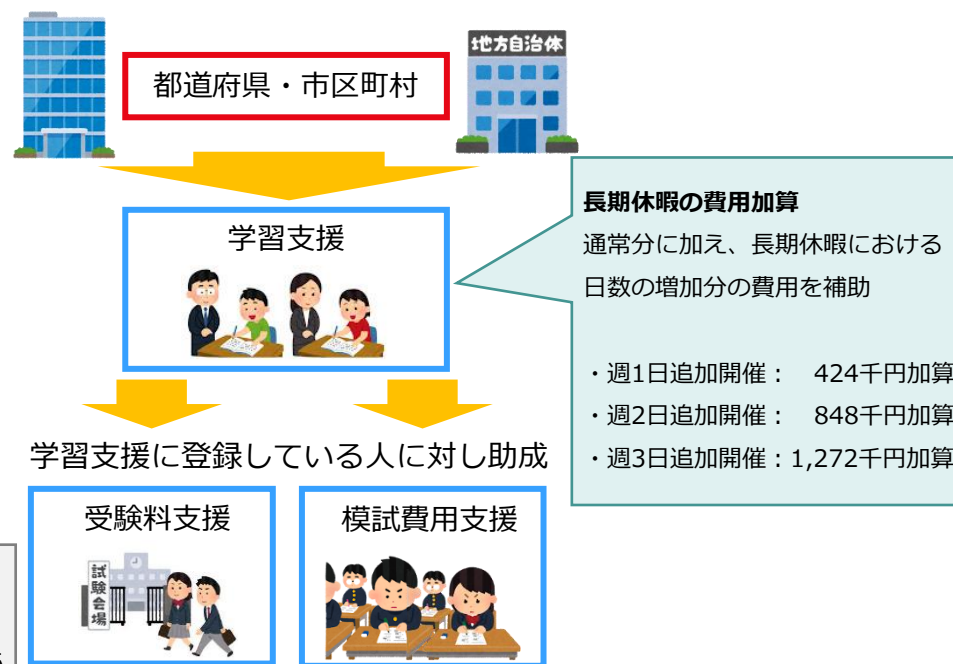
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用を支弁する。

- ・ 高校3年生：8,000円上限
- ・ 中学3年生：6,000円上限

③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

- ※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
- ア. 児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
 - イ. 自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等している子ども



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4